

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京都行政書士会の皆様でございます。

（東京都行政書士会 入室）

○司会 それでは、要望書の手交をお願いいたします。

（要望書手交）

○司会 ありがとうございます。それでは、皆様どうぞご着席くださいませ。

それでは、ヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。今日は新宿までご足労いただきました。また、コロナのときにはいろいろご協力いただきましたこと、また、コロナということもあって、なかなかリアルでこういう形はできませんでしたが、今日はトップバッターでいらっしゃいますので、事業者の、よろしく願いをいたします。

現場の実態に精通する皆様のご意見、ご要望を伺えればということで、よろしく願いいたします。

○司会 それでは、東京都へのご要望の全体像、あるいは特に重点的なご要望についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○東京都行政書士会（宮本会長） 皆様、こんにちは。本日は小池百合子東京都知事をはじめ、東京都の皆様には貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。東京都行政書士会会長の宮本でございます。

それでは、要望事項につきまして説明させていただきます。

要望書1ページ、2ページに記載がありますとおり、要望事項は全部で5項目ございますが、本日は特に3項目につきまして読み上げさせていただきます。

初めに、要望書の3ページです。要望事項1、東京デジタルファースト推進計画を進めるに当たり、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、行政書士が代理人として手続できることを想定した設計（行政書士の専用画面・入力項目等）とされたい。

また、同計画に基づく都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・要件定義・設計の段階から東京都行政書士会と協議の上、行政書士を諮問機関や委員会の委員等として選任するなど、行政書士を活用されたい。さらに、デジタルディバイドの解消、デジタル申請の推進、システム改良への意見聴取等においても、行政書士を活用されたい。デジタルサービス局、住宅政策本部、環境局。

続きまして、要望書の5ページでございます。要望事項2、東京都の許認可等の申請等を受け付ける各局窓口において、申請、届出等を本人に代わり代理人等が行う場合、提出される書類に行政書士の記名及び職印の押印があることを確認されたい。

また、各種申請の手引等には、注意事項として、行政書士が書類作成を行う場合には、法令上当該行政書士の記名及び職印の押印が必須であり、それがない場合には行政書士法に抵触するおそれがある旨及び無資格者による書類作成等は法令上認められない旨を明記

するとともに、各行政手続の申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。総務局、デジタルサービス局。

続きまして、要望書の9ページでございます。要望事項5、教育分野のICT化促進に対応した著作権法の適正な運用を図れるようにするため、東京都及び都内区市町村において、引き続き、教職員に対する著作権研修・普及啓発に行政書士を活用されたい。教育庁。

以上3項目を重点要望事項として上げさせていただきます。

なお、要望理由等は要望書記載のとおりでございますので、ご一読いただきたく存じます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 幾つかのご要望がございました。都民、事業者と行政の橋渡し役でいらっしゃる行政書士の皆様方、その役割は重要と認識をいたしております。

そして、行政手続のオンライン化に当たりましては、行政書士など代理人による申請を含めまして、適切に対応してまいります。

また、行政手続のデジタル化につきましては、利用者の視点での取組をさらに徹底していくことといたしております。専門家等のご意見をいただきながら、さらなる質の向上に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点ございましたが、一つにまとめてお話しさせていただきました。

○司会 続きまして、デジタルサービス局長からもご発言をお願いいたします。

○デジタルサービス局長 デジタルサービス局長の山田でございます。いつもお世話になっております。

私のほうからは、要望事項2につきまして、申請等を受け付ける各局窓口における対応などに関するご要望につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

行政手続の代理人申請届出の受理に当たりましては、行政手続法、または行政書士法等に基づきまして、公正性を確保することが重要であると私どもも認識をしております。これまで、行政手続条例の運用指針につきまして周知を図ってきたところでございますけれども、今後とも申請等を受理する窓口におきまして、適正な対応が行われるとともに、職員に対しましても行政手続の適正な運用につきまして、改めて周知徹底を図っていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○司会 続きまして、教育長からお願いいたします。

○教育長 教育長の浜でございます。いつも大変お世話になっております。

私からは、要望事項の5、教育分野のICT化促進に関連したご要望についてお答えを申し上げます。

教職員への著作権の理解は大変重要でございまして、都教育委員会は例年、文化庁の著作権講習会の周知や、研修動画の作成、公開を行っております。また、行政書士会と連携

し、都教育委員会及び区市町村教育委員会の指導主事が参加いたします指導主事連絡会等において、著作権に関する行政書士の取組を周知しています。

さらに、東京都教職員研修センターの研修では、教材作りやICTに係る学習指導等に関連する内容におきまして、著作権に関する留意、法令遵守の指導、助言を行いまして、著作権の理解を促進しております。

○司会 東京都側からの発言は以上でございます。

この際、何かございますでしょうか。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○東京都行政書士会（宮本会長） どうもありがとうございました。

（東京都行政書士会 退室）

○司会 次は、東京都電設協会の皆様でございます。

（一般社団法人東京都電設協会 入室）

○司会 それでは、皆様どうぞご着席いただきますようお願い申し上げます。

これよりヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。日頃より東京都の施策にご理解、ご協力いただいておりますこと、まず御礼申し上げます。

皆様方は、電気工事に携わられる中小の事業者への技術や経営支援、また、技術向上に資する取組にご尽力いただいております。感謝申し上げたいと存じます。

今日は現場の実態、そして、それについての様々なご意見などを直接伺えればと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○司会 それでは、東京都へのご要望の全体像でありますとか、特に重点的なご要望についてお聞かせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○一般社団法人東京都電設協会 それでは、今日は貴重な時間いただいてありがとうございます。早速ですが、事務局のほうから説明させていただきます。

○一般社団法人東京都電設協会 それでは、意見、要望事項、説明させていただきます。

1、公共事業の推進について。公共事業は景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し、着実に推進していただきたいと。電気工事業者を取り巻く環境は、現状不透明感を拭えず、先行きに不安を抱いてる中小事業は少なくありません。それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたいと思っております。

2、4週8閉所の実現について。（1）全ての工種について、概成工期の設定を適切に行っていただきたい。（2）工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。（3）建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や、契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

続いて、3、価格高騰や資材不足に対する適切な対応について。価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等、状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたいと。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも、弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたいと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 3点のご要望ございました。まず私のほうからは、この公共工事というのは極めて重要で、社会資本の整備というのは新たな雇用を生み、また、需要を創出をしていくと。そういう日本経済の活性化にもつながるものでございますので、着実に進めていく必要がございます。

そして今年度ですが、便利で快適な交通、物流ネットワークの形成に向けました取組を推進するなど、高い効果が得られる事業に財源を重点的に配分をしているところでございます。

また、今後も物価高騰の影響など考慮しながら、より投資効果の高い事業に重点的に予算措置するなど、適切に対応していきたいと考えております。私からは以上です。

○司会 続きまして、残りの2点につきまして、財務局のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

まず、要望2の4週8閉所の実現のご要望についてでございますけれども、工事現場の週休2日の実現は都としても重要な課題であるというふうに考えてございます。お話のあった概成工期につきましては、日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用させていただいております。また、円滑に工事が進むように、私ども監督員は工事現場の定例会などにおきまして、工種をまたいで工程調整を行っているところでございます。工期に影響を与える状況が生じた場合には、必要に応じて設計変更などの措置を講じることとしておりまして、そのように取り組んでおります。そして、今後ともこうした取組を適切に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3番の価格高騰や資材不足に関する適切な対応についてのご要望でございますけれども、いわゆる単品スライドの運用でございますけれども、昨年度、実情をより適切に反映できるように運用を見直しさせていただいたところでございます。受注者の皆様から請求があった場合には、迅速かつ適切に手続を進めるように、東京都庁の庁内に改めて周知をしたところでございまして、このように積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、建設資材の品薄などの納期の遅延などによりまして工期に影響がある場合には、必要に応じて設計変更などの措置を講じていくこととしておりまして、こうした問題につきましても、引き続き適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

都側からのコメントは以上でございますけども、この際何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京都電設協会 退室）